

預金規定の改定について

積立式定期預金の預金規定を2024年9月2日（月）に改定いたしました。

改定内容は別紙をご参照ください。

当定期預金におきまして、通帳に記載されていないお取引が800件を超えている場合は、今後弊行にて通帳繰越のうえ、記帳手続きを実施いたします。

なお、長期間未記帳により自動振替が停止されていた口座については、記帳手続きを実施した後、再開させていただきます。

以 上

【規定の改定対比表】

	対象となる預金	改定前	改定後
		<p>記載なし</p> <p>記載なし</p> <p>9. (本規定の変更) (以下省略)</p>	<p>(8項の次に「届出事項の変更、通帳の再発行等」「長期間未記帳の通帳繰越」を追記)</p> <p>9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。 この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 通帳または印章を失った場合の積立式定期預金の払戻し、解約、元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求める場合があります。</p> <p>(3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまた到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。</p> <p>10. (長期間未記帳の通帳繰越)</p> <p>(1) 通帳に記載されていないお取引が800件を超えている場合、当行で通帳繰越できるものとします。 なお、通帳に記載されていないお取引が998件に達した場合には、預金の預入れ、預金の継続等ができなくなります。</p> <p>(2) (1)に基づき通帳繰越となった場合、お手元の通帳は使用できなくなります。</p> <p>(3) 使用できなくなった通帳の再発行の手続きは、取引店に申出てください。当行所定の手続きをした後に新通帳を交付します。</p> <p>11. (本規定の変更) (以下省略)</p>

以上